

議案第73号

東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市病院事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。